

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院時の食事の負担金額が下記のとおり変更となります。

【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	住民税課税世帯	490円	➡ 510円
②	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯 (※③を除く)	入院日数が90日 までの場合	➡ 240円
		過去12か月で90 日を超える入院 の場合	➡ 190円
③	低所得Ⅰ (所得が一定の基準に満たない方など)	110円	➡ 110円

※②、③に該当する方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードで受け付けをすることで、減額認定証の手続きは不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて病院の窓口に提出してください。負担額が上表中の金額に減額されます